

第3章 計画の目指すもの



第3章 計画の目指すもの

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進 ～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進は、食べる喜び、話す楽しみなどのために重要なことであり、生活の質（QOL）の向上を高めていくことにもつながります。

本市は、乳幼児期にむし歯を有する者の割合や、成人期に歯周病を有する者の割合が高いため、保護者への啓発や若い世代からの意識の向上に取り組み、むし歯・歯周病予防を進めます。

保健、医療、福祉、職域や教育など関連施策との有機的連携を図り、乳幼児期から高齢者まで、市民がライフステージごとの特性に応じた効果的かつ総合的な歯科口腔保健を推進することを目指し、「健康寿命の延伸」を図ります。

また、自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指すためには、生涯にわたり自分の歯を20本以上保ち、歯と口の機能を維持することが必要です。健やかな生活を送ることを目指す「8020（ハチマルニイマル）運動^{*}」も推進していきます。

そこで、歯と口の健康づくりとして取り組むべき課題を踏まえ、3つの基本方針を定めます。

基本方針1

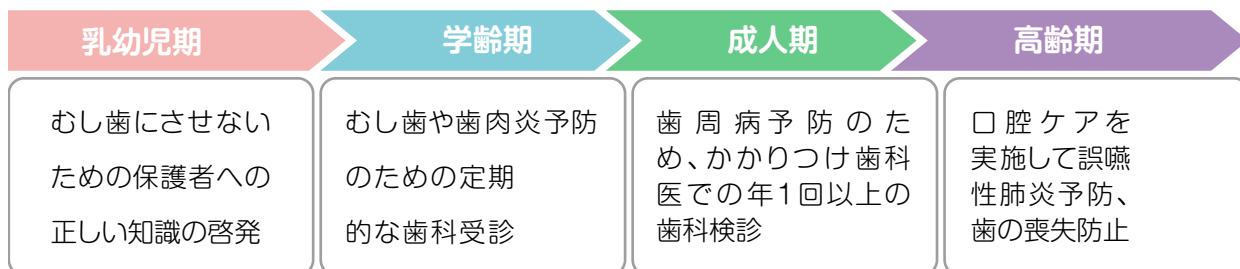
乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援

生涯にわたり歯と口の健康状態を保つためには、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた切れ目のない歯科保健対策の推進が必要です。

本市の平成27年度の死因統計をみると、肺炎は脳血管疾患と並んで第3位であり、この中には「誤嚥性肺炎」が含まれています。これは食べ物を飲み込む力が衰え、食べかすや細菌が気管や肺に流れ込んで発症することが原因と知られています。口腔内の状態は、全身の健康状態にも大きな影響を及ぼします。適切なケアの実践による、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防に関する取組みを進めます。

生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためには、咀嚼^{そしゃく}や嚥下^{えんげ}などの口腔機能が大きな役割を果たすことから、口腔機能の維持向上をはじめ、食育^{*}を含めた基本的生活習慣の確立などの取組みを進めます。

健康寿命の延伸とQOLの向上を目指して



基本方針2

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

市民の誰もが、必要な時、適切な時期に歯科検診や治療が受けられるように、「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」といったライフステージだけでなく治療を受けにくい「要介護者」や「障害者（児）」「在宅療養者」といったそれぞれの特性にも応じた取組みを進めます。

基本方針3

歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

本市の歯科口腔保健の水準は、県内市町村と比較すると、むし歯・歯周病とも有病率が高い状況です。歯と口の健康づくりを推進していくためには、個人の取組みはもちろんですが、家庭や地域の特徴に合わせて、行政が歯科保健の大切さについて働きかけていくことが必要です。「むし歯は感染症である」、「歯周病は、身体の様々な状態とも関連しているため全身疾患への影響がある」などの知識の啓発を行い、歯と口の健康の保持増進のため正しい知識の普及を図ります。

また、市民の誰もが、自宅や病院・施設など、どこに住んでいても、どのような状態であっても歯と口の健康を保持増進することができるように歯科口腔衛生の水準を全体的に引き上げ、健康格差の縮小を図るために意識を向上させることが重要です。歯と口の健康づくりが実践できるよう、個人や地域、関係機関、行政が一体となって連携、協力できる社会環境の整備を進めます。

また、大規模な災害発生時の避難生活などにおいても、市民の健康を守るための口腔ケアに関する取組みを進めていきます。



生涯にわたる歯と口の健康の保持増進

～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～

基本方針

1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援

2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

主な取組み

(1)乳幼児期における健全な歯と口の育成

(2)学齢期におけるむし歯と歯肉炎の予防

(3)成人期【妊産婦含む】における歯周病と歯の喪失予防

(4)高齢期における歯の喪失防止

(1)障害者（児）、要介護高齢者、在宅療養者における受診したいときに受診できる環境づくり

(1)知識の普及啓発

(2)歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上

(3)災害時の歯科口腔保健対策